

岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等 営業に係る利用カードの規制等に関する規則

	平成14年	3月12日	公安委員会規則第2号
改正	平成15年	3月31日	公安委員会規則第5号
改正	平成17年	4月8日	公安委員会規則第11号
改正	平成17年	10月6日	公安委員会規則第16号
改正	平成24年	7月6日	公安委員会規則第6号
改正	令和元年	6月28日	公安委員会規則第1号
改正	令和3年	3月30日	公安委員会規則第7号

(利用カードの販売届出等)

第1条 岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号。以下「条例」という。）第32条第1項の規定による届出は、利用カードの販売届出書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第32条第1項第4号に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 届出をしようとする者及び利用カード販売所の電話番号
- (2) 届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）
- (3) 利用カードを自動販売機により販売する場合にあっては、当該自動販売機の機種、製造番号及び所有者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該自動販売機を設置しようとする青少年入場禁止場所の種別
- (4) 利用カード販売所における業務の責任者の氏名、住所、生年月日及び電話番号
- (5) 利用カード販売所付近の見取図
- (6) 利用カードの販売開始年月日

(利用カードの販売届出の変更届等)

第2条 条例第32条第2項の規定による届出は、利用カードの販売届出事項の変更届出書（別記第2号様式）によるものとする。

2 条例第32条第3項の規定による届出は、利用カードの販売の廃止届出書（別記第3号様式）によるものとする。

(青少年の購入禁止の掲示)

第3条 条例第33条第3項の規定による表示は、別記第4号様式によるものとする。

(命令をしようとする場合の手続)

第4条 条例第40条において読み替えて準用する条例第19条の7に規定する聴聞の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年岐阜県公安委員会規則第4号）第2章及び第3章の規定を準用する。

(身分を示す証票)

第5条 条例第45条第3項に規定する身分を示す証票（同条第2項の規定により調査し、又は質問する警察職員が携帯するものに限る。）は、警察手帳その他公安委員会が別に定める証票とする。

(提出書類等の部数)

第6条 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とし、利用カード販売所の所在地を管轄する警察署を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月8日公安委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月6日公安委員会規則第16号)

(施行期日)

1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

3 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の規定により作成されている用紙（以下「改正前の用紙」という。）がある場合においては、同条の規定による改正後の岐阜県青少年健全育成条例に規定するテレホンクラブ等営業に係る利用カードの規制等に関する規則の規定にかかわらず、改正前の用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則 (平成24年7月6日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日公安委員会規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日公安委員会規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式 (第1条関係)

		※受理年月日			※受理番号			
<p>利用カードの販売届出書</p> <p>次のとおり利用カードを販売するので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称</p>								
利用カードを販売する者	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあつては 代表者の氏名)							
	住 所	都道 府県	市 郡	町 村	番地 番 (電話番号)		
販売所の名称								
販売所の所在地		岐 阜 県	市 郡	町 村	番地 番 (電話番号)		
自動販売機により	機 種							
	製 造 番 号							
	所 有 者	(ふりがな) 氏名又は名称 (法人にあつては代 表者の氏名)						
		住 所	都道 府県	市 郡	町 村	番地 番 (電話番号)	
	青 少 年 入 場 禁 止 場 所 の 種 別							
販売所における業務 の 責 任 者	(ふりがな) 氏 名							
	生 年 月 日		年 月 日					
	住 所	都道 府県	市 郡	町 村	番地 番 (電話番号)		
販売開始年月日		年 月 日						

(裏面)

利用カードの販売をする場所付近の見取図

	名 称	所 在 地
利用カードにより役務 の提供を受けることが できるテレホンクラブ 等営業所の名称及び所 在地		

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 届出をしようとする者の住民票の写し（法人にあっては法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）を添付すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙を利用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第2号様式（第2条関係）

		※受理年月日		※受理番号	
<h3>利用カードの販売届出事項の変更届出書</h3> <p>次のとおり利用カードの販売の届出の変更をしたので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第2項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">住所 届出者 氏名又は名称</p>					
利用カードの販売届出書の受理年月日及び受理番号		受理年月日			
		受理番号			
販売所の名称					
販売所の所在地		岐阜県	市	町	番地
			郡	村	番
		(電話番号)			
変更事項					
変更の内容	新				
	旧				
変更年月日		年 月 日			

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 販売者に係る事項の変更の場合は、住民票の写し（法人にあつては法人の登記事項証明書及び代表者の住民票の写し）を添付すること。
- 3 所定の欄に記載できないときは、別紙を利用すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

		※受理年月日		※受理番号	
<p>利用カードの販売の廃止届出書</p> <p>次のとおり利用カードの販売を廃止したので、岐阜県青少年健全育成条例第32条第3項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>岐阜県公安委員会 様</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称</p>					
利用カードの販売届出書の受理年月日及び受理番号	受理年月日				
	受理番号				
販売所の名称					
販売所の所在地	岐 阜 県	市	町	番地	
		郡	村	番	
	(電話番号)
販売廃止年月日	年 月 日				

備考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式（第3条関係）

この表示は、岐阜県青少年健全育成条例により定められたものです。

青少年（18歳未満の者）が利用カードを購入することを禁止します。

また、利用カードを購入された方についても、青少年に対して利用カードの販売、頒布、交換、贈与又は貸与を行うと処罰されます。

備考 大きさは、おおむね縦15センチメートル、横30センチメートル以上とする。